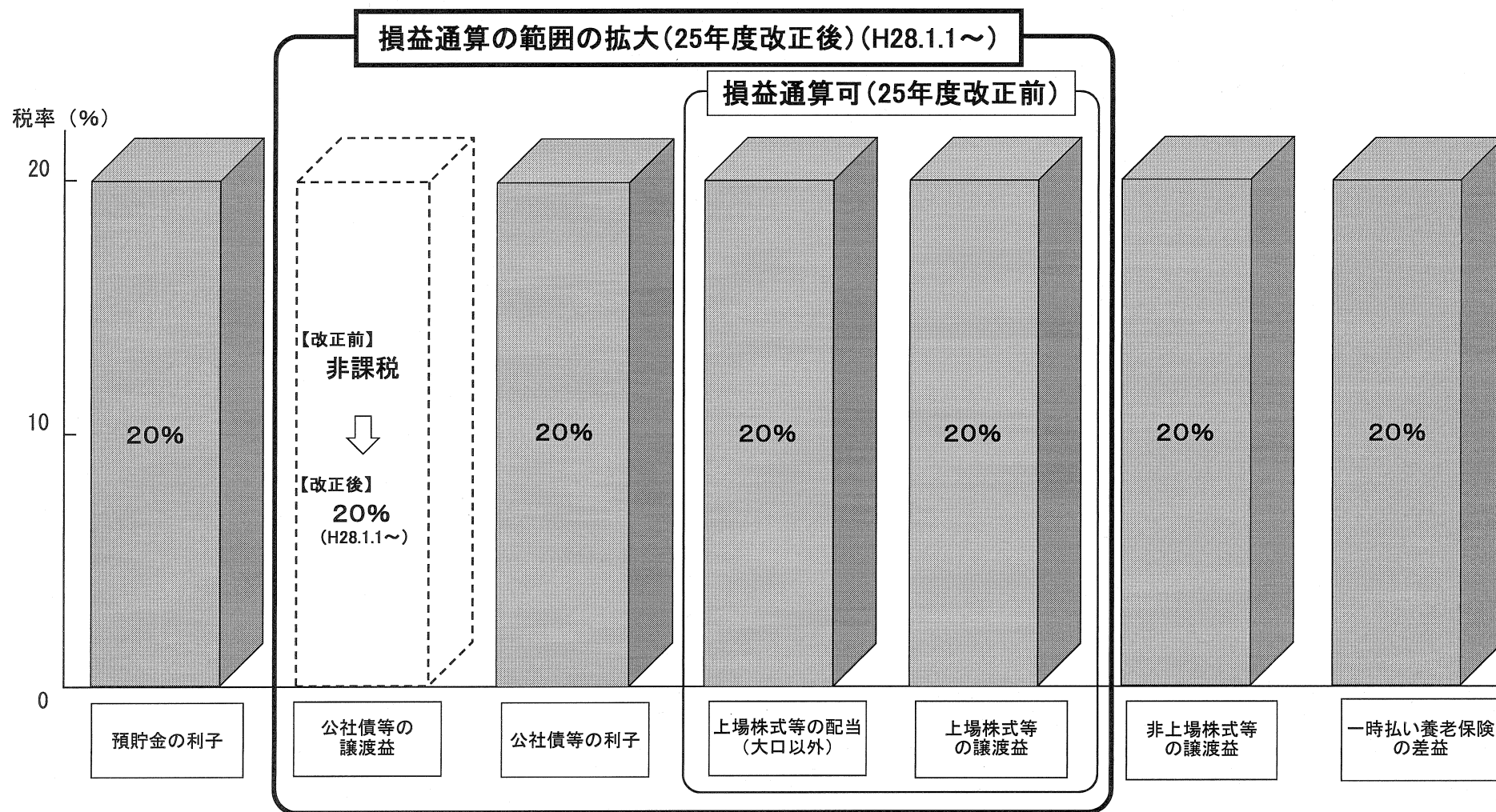


金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 2 税率20%の内訳は所得税15%、住民税5%である。

金融所得課税の一体化についての基本的考え方（抄）

平成16年6月
政府税制調査会
金融小委員会

一 金融所得課税一体化の意義

（2）税制論からみた位置付け

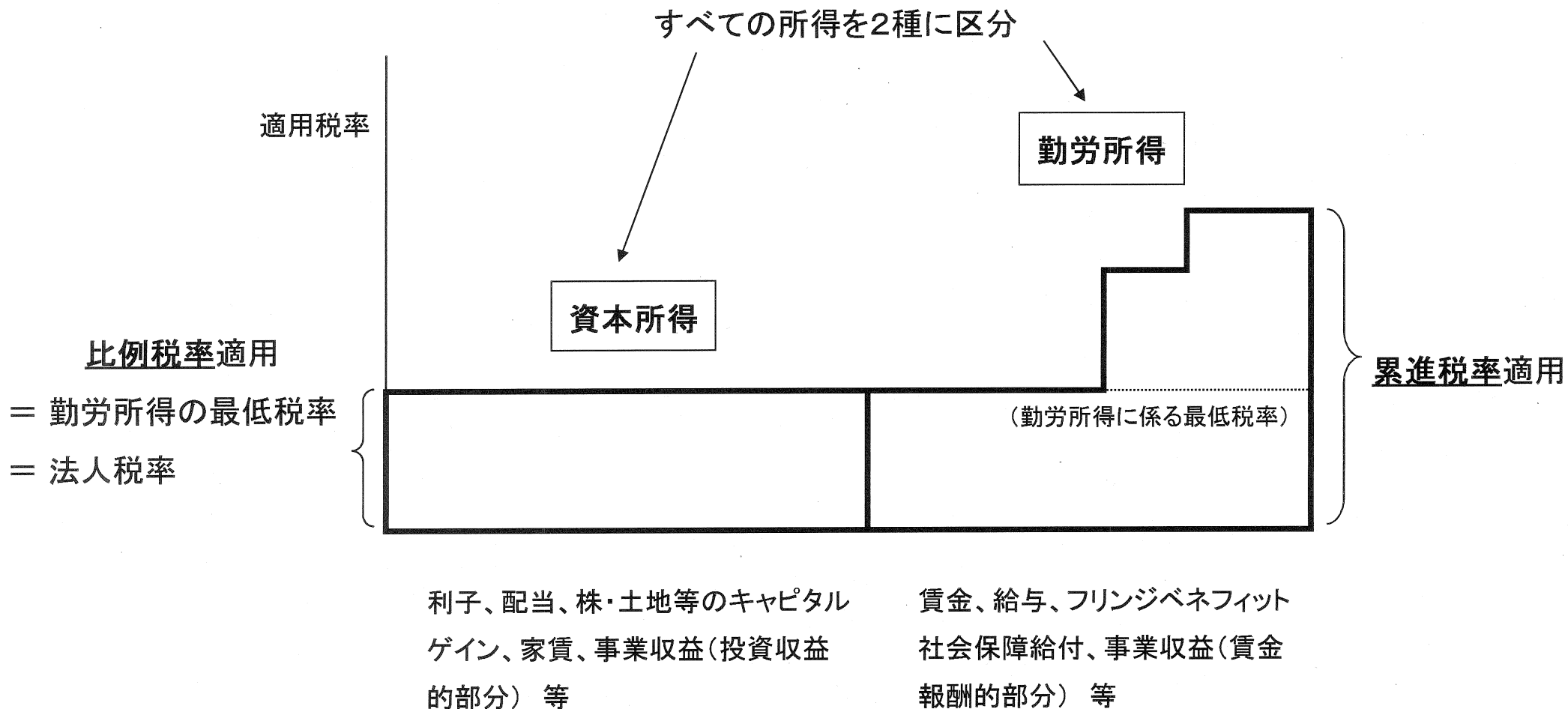
我が国の所得税制は、包括的所得税を基本として構築されているが、金融所得課税については、課税ベース拡大のための取組みの中で、税制の中立性、簡索性、適正執行の確保などの観点から、比例税率による分離課税が導入されてきた。今般の金融所得課税の一体化は、現下の「貯蓄から投資へ」の政策的要請を受け、一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から、現行の分離課税制度を再構築するものである。

金融所得課税の一体化は、二元的所得税論の立場から主張されることもある。北欧諸国が二元的所得税を導入した際の、課税ベースの拡大、海外への資本逃避防止、資本所得間の中立性の確保などの問題意識は我が国の税制を考えるに当たっても重要な点である。他方、北欧諸国の二元的所得税においては、資本所得に対する税率と勤労所得の最低税率、法人税率は同水準に設定されているが、勤労所得の最低税率が30%前後と我が国に比べ著しく高い水準にあるなど、税率構造が我が国と著しく異なる。また、二元的所得税を導入するとすれば、あらゆる種類の所得（事業所得、雑所得、一時所得、不動産所得等）を資本所得と勤労所得とに二分することが必要となる。資産の中でも、土地等については、帰属地代・家賃に課税できないという問題のほか、我が国では公共性のある資産という土地基本法上の位置付けを踏まえて特別の税制上の取扱いがなされており、税制上、金融商品とは異なる面もある。こうしたことから、所得税制全体のあり方として、北欧型の二元的所得税については、今後、我が国の経済・財政状況や税体系を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。

二元的所得税の理論的仕組み

— S. Crossen, "Dual Income Tax" (1997) に基づく概念図 —

- ・ 「資本所得」と「勤労所得」を「分離」して課税
- ・ 「勤労所得」は「累進税率」で課税
- ・ 「資本所得」は「合算して比例税率」で課税
- ・ 資本所得の税率は「勤労所得の最低税率と法人税率と等しく」設定



OECDレポートにおける二元的所得税に関する紹介①

“Tax and the Economy: A Comparative Assessment of OECD Countries” (2001) (抜粋)

- 二元的所得税は、一方で公平への配慮と歳入の必要性、また他方で効率性と中立性のバランスを取ることを意図している。資本所得はより上位の所得ブラケットに集中する傾向があるため、二元的所得税は、水平的公平と垂直的公平の双方の目的と相容れないかもしれない。しかし、支払利子(例:住宅ローン利子)は、包括的所得税においては、通常、最高限界税率に対して控除されるが、二元的所得税においては、(低い)資本所得税率に対して控除される。結果として、実質的には、二元的所得税は、包括的所得税と同様に公平であるかもしれない。
- また、資本は国際的により流動的で、その供給はより弾力的であり、実質収益はインフレにより敏感であることから、労働と異なり資本により低い税率を適用することは効率性にも資する。さらに、比例税率は、特に課税が重い場合には、包括的所得税につきものの現在と将来の消費の選択に関する歪みを減少させ、また、異なる源泉の資本所得間の課税の中立性を高める。二元的所得税の効率性の主な欠点は、(自営業と小規模法人事業の場合に最もその傾向があるが)勤労所得を資本所得に転換するインセンティブを生み出すことである。
- 北欧諸国は、二元的所得税のもとで比較的うまくやっているようである。所得再分配と比較的大規模な公共部門を特に選好する小規模開放経済として、これらの諸国は、比較的高い限界税率の環境下で、流動的な源泉から歳入を上げるという問題に直面している。こうした状況下で、二元的所得税は、税制の全体的な歪みを減少させながら、純粋な包括的所得税と消費支出課税との間の現実的な中間的方策として機能してきた。それにもかかわらず、北欧の二元的所得税の中には、最近、課税の中立性を失ってきているものもある。特に、垂直的公平性への配慮から、ノルウェーにおいては、他の資本所得に比して配当所得の実効税率が引き上げられ、スウェーデンではインピュテーションが廃止されている。